

**第2期八戸市次世代育成支援行動計画 平成30年度実施状況
質問・意見に対する回答**

(資料3-2 P.8)

事業番号 33 事業・取組名 家庭相談員による相談体制の充実	
質問	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員とはどのような資格があり、仕事の内容はどのようなものか。 ・常勤で専任なのか、1人で足りるのか。
回答	<p>事業担当課 子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員に必要な資格は、下記のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (2) 医師 (3) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者 (4) 前各号に準じる者であって、市長が適当と認めたもの ・家庭相談員は、家庭(児童)女性等相談室内で勤務しており、電話や面談による対応並びに、事案によっては訪問し、支援等を行っています。内容に応じて、担当グループ員をはじめ、関係課とともに、連携して支援しています。 ・平日は9:00～16:00又は10:00～17:00の6時間、専任で相談室に勤務しており、雇用形態は、非常勤特別職です。 ・なお、家庭(児童)女性等相談室には、家庭相談員の他、女性相談員1名、母子父子自立支援員1名、女性相談と母子父子自立支援員兼務1名が勤務しており、協力しながら対応を行っています。